

別紙様式 1 (別紙)

平成 1 5 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>監査対象 部局等名</p> | <p>商工労働部企業立地課 (監査時：工業政策課) 対象団体：富山ウエスト開発株式会社</p> |
| <p>包括外部 監査人の 指摘事項</p> | <p>富山西インター新設に伴う日本道路公団への工事代金2,114,000千円の支払資金は金屋企業団地(分譲開始済み)及び呉羽南部企業団地(現在未だ計画中)の分譲企業よりの負担金で賄われる計画で事業が進められてきたが、西インターが供用開始された平成15年3月末現在、金屋企業団地の分譲状況を見た場合39.9%で分担金収入累計296百万円であり、その間の工事代金の支払1,004百万円及び金融機関への保証料支払累計13百万円の合計1,017百万円の支払がなされ、差引資金不足720百万円が富山市より借入されている状況である。(法人の概要(5)②参照) つまり、企業団地の分譲が進んでいないために資金不足となっている。今後NTT無利子融資を受けIC新設工事代金の未払残1,109百万円の支払がなされるにしても、当該融資の返済資金は金屋企業団地及び現在計画中の呉羽南部企業団地の分譲に伴う分担金収入である。当該融資の返済が本格的に始まるのは平成19年度(法人の概要(7)参照)からである。 したがって、金屋企業団地の分譲の進捗を早め、借入返済財源を確保しないと従来と同様富山市からの借入残がますます増加することが予想される。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>富山市からの借入金720百万円については、令和3年度に分譲を開始した第2期呉羽南部企業団地の分譲が順調に進んだことから、令和5年1月20日に全額を返済した。</p> |

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

[参 考]

地方自治法第252条の38第6項